

# 体罰・暴言・いじめ等の不適切行為の根絶について

## 【未然防止】

- **顧問の教師等**や保護者・生徒等への**研修等の推進による共通理解の徹底**
  - ・ 体罰・暴力・暴言・いじめ等は決して許されない行為であること
  - ・ 特に、体罰については「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別を理解し「体罰を厳しい指導として正当化すること」や「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった考え方は誤りであること
- **顧問の教師等だけに部活動の運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で在り方を考えること**
  - ・ 不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、開かれた活動環境の整備、コミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作り
  - ・ 生徒同士等の暴力やいじめなどの行為を防止する観点から、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り

## 【事案発生時の対応・再発防止】

- 事案が発生した場合には、**迅速な対応及び再発防止の徹底**
- **顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応**に当たり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応
- 事実確認等に当たっては、**加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り**を行い、**事案に応じて厳正に教師等の処分等**を実施

# 体罰の禁止に関する法律上の規定

## 学校教育法

### 第一章 総則

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

## 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（平成25年3月13日）

### 1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

### 5 部活動指導について

(1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

(2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。  
指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

# 体罰の禁止に関する法律上の規定

## スポーツ基本法（令和7年改正）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

## スポーツ基本法施行通知（令和7年9月1日）

10 スポーツの公正及び公平の確保等について  
（前略）

国及び地方公共団体は、暴力等により、スポーツを行う者がスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないように、相談体制の構築など暴力等の防止について必要な措置を講じること。また、スポーツ団体は「スポーツ団体ガバナンスコード」等を踏まえ、スポーツ団体のガバナンスの確保等に努めるとともに、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないように努めること。加えて、選手や指導者等のスポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることがないように、また役職員が当該団体における選手や指導者等の違法行為や不正行為の防止等に適切に対処できるよう、コンプライアンス意識の徹底に取り組むよう努めること。